

第2章 公園基本計画

1. 広場計画

①芝生広場

芝生広場は、北側エリアの中央部に東西へ広がりを持った空間を確保し、主要施設である温水利用型健康運動施設や各ゾーンと有機的に接することにより公園利用及び修景面における主要な要素として位置づける。

緩やかな地形の変化をもった芝生や草花を主体とした原っぱが大部分を占め、各所に木陰の確保といった機能性とともに見景的な要素として高木を配置することにより、来園者の多様なレクリエーションの要求に対応するとともに快適な時間を過ごすことができる広場として整備する。

また、広場の一部は繁忙期の臨時駐車場（緑化駐車場）として計画する。

さらに、災害時には避難場所として利用することも考慮する。

②アプローチ広場

アプローチ広場は、市道 2261 号線の交差点を挟んだ四隅全体を1つの広場にとらえ、公園の入口として公園内の各施設へ導く役割を持たせると共に、外部に対して公園景観のサービスを行う場所と位置づけ、修景的要素を強く持たせたデザインとする。

③エントランス広場

エントランス広場は、温水利用型健康運動施設へとつづく広々としたペーブメントや整形的に配置した豊富な緑陰樹、多数のベンチや花壇、照明等を各所に配置するなどの演出をこらしてアプローチ広場や駐車場から入ってくる利用者を迎える。

④イベント広場

イベント広場は、温水利用型健康運動施設に面した芝生広場に木デッキやペーブメントによりステージとして機能するようなデザインを施し、施設の前庭として魅力的な景観を創出するとともに屋外イベントに対応できる広場とする。

⑤環境学習広場

環境学習広場は、（仮称）新清掃センターと公園を結ぶ入口に位置し、相互連携利用を実現するための実質的な機能と同センター内の環境学習施設利用者の利便性を考慮し設置する。

広場内には、余熱利用の在り方などの環境配慮計画等を掲示する案内板の他、周辺景観との調和を図るような緑陰木を広場周辺に配置し、ゆとりのある空間の中で環境学習が可能な場所とする。

2. 施設計画

（1）修景施設

①植栽 ※後述（植栽計画）

②修景池（水辺ゾーン）

修景池は、雨水調整機能を有する施設として整備する。常時湛水している新清掃センター敷地内の調整池に対して、その上流側に多様な生物生息空間を創出することを目的とした、通常は湛水していない湿地を計画する。

③シンボルサイン・シンボルモニュメント（アプローチ広場）

シンボルサイン・シンボルモニュメントは、公園名サインとしての機能の確保を主な目的とするが、本公園の持つ意義や魅力をアピールする象徴的なデザインとする。

（2）教育施設

①植物園（広場ゾーン～水辺ゾーン）

植物園とはいうものの、実際には計画地周辺の在来植生を再現した雑木林や湿地性植物群落を創出し、樹名板や解説板を数多く設置する。位置は広場ゾーンから水辺ゾーンにまたがった範囲とする。

②観察デッキ（水辺ゾーン）

湧水の池やせせらぎ、湿地性植物やそこに訪れる各種動物（虫・鳥・魚など）を間近で観察できるようにするため、デッキ広場・木道・説明板等の施設を計画する。

③湧水の小池（水辺ゾーン）

計画地周辺には自然の湧水が多数存在し、貴重な動植物も生息するなど環境の豊かな場所であるため、公園内でもこれらの環境を再生し、体感できる施設として湧水の小池を計画する。

（3）運動施設

①温水利用型健康運動施設（余熱施設ゾーン） ※後述（温水利用型健康運動施設計画）

- 温水プール（25mプール、幼児用プール 等）
- 温浴施設（浴室、サウナ 等）
- 多目的ホール（屋内球技、健康運動・体操に利用）
- トレーニング室（各種フィットネスマシン）
- 休憩室
- 会議室

②多目的グラウンド（運動ゾーン）

北側エリアの運動ゾーンに多目的グラウンドを計画する。広さは長辺 120m×短辺 90m の面積 1ha 強であり、要素としては以下を予定する。

- 少年野球（2面）
- ソフトボール（2面）
- 少年サッカー（2面）
- 成年サッカー（1面）

いずれも、健康増進を目的としたスポーツレクリエーション利用の要求に対応した施設を計画する。なお、多目的グラウンドは雨水調整機能の一部を兼用させる。

③健康交流広場（健康交流ゾーン）

南側エリアの健康交流ゾーン内に健康交流広場を計画する。広さは0.3ha程度であり、要素としては以下を予定する。

- ゲートボール（2面）
- グラウンドゴルフコース（8コース）
- 健康遊具（各種）

（4）遊戯施設

①遊具広場（健康交流ゾーン）

南側エリアの健康交流ゾーン内に遊具広場を計画する。広さは0.1ha程度であり、要素としては以下を予定する。

- アスレチック遊具（各種）
- 幼児用遊具（各種）
- 砂場

（5）サービス施設

①駐車場・駐輪場

駐車台数は350台とし、常設230台、臨時120台とする。

- ・ 第一駐車場（常設） 180台（うち障害者等用5台以上）
- ・ 臨時駐車場 120台
- ・ 第二駐車場（常設） 25台（うち障害者等用2台）
- ・ 第三駐車場（常設） 25台（うち障害者等用2台）

駐輪台数は260台とする。

- ・ 第一駐輪場 140台
- ・ 第二駐輪場 40台
- ・ 第三駐輪場 40台
- ・ 第四駐輪場 40台

② 便所

○棟数・・・計 4 棟を計画する。位置は以下を予定する。

- ・ 第一駐車場内（北側エリア）
- ・ レストハウス内（北側エリア）
- ・ 多目的グラウンド脇（北側エリア）
- ・ 健康交流広場脇（南側エリア）

なお、上記の他、温水利用型健康運動施設内にも別途必要数確保する。

○穴数・・・1 棟当りの穴数は以下のとおり 8 穴とする

- ・ 女子：大便器×3
- ・ 男子：大便器×1、小便器×3
- ・ 多目的：大便器×1

③ レストハウス

レストハウスは、便所・休憩所・自動販売機コーナーの 3 つの機能を持つ施設を計画する。運動ゾーン・芝生ゾーン・水辺ゾーンの各ゾーンから利用しやすい位置に計画することで来園者の利便性に寄与することを目的とする。

④ 四阿・シェルター・ベンチ・野外卓・縁台

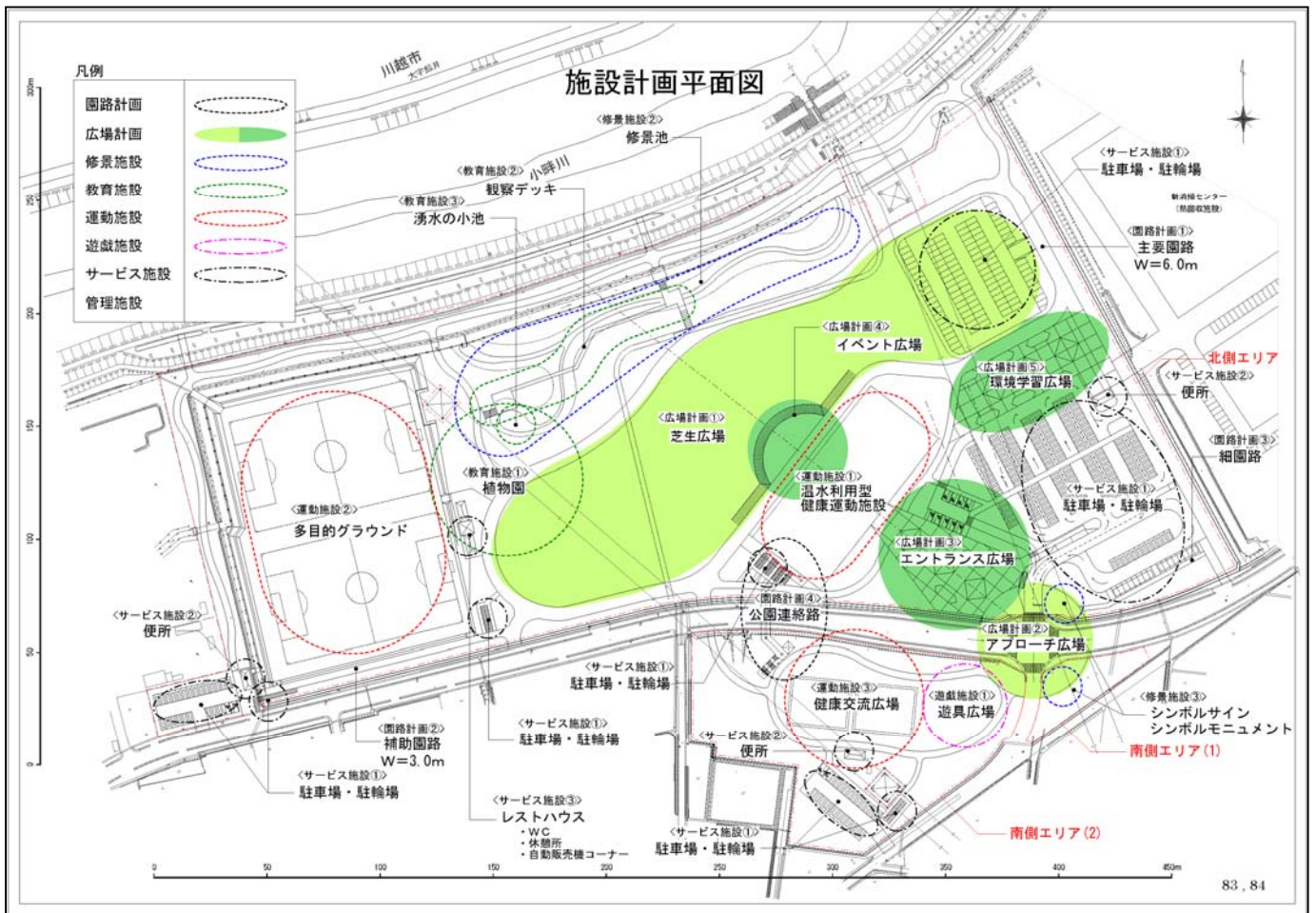
四阿・シェルターは、公園利用者が休息や眺望を楽しむのに適した場所に設置する。北側エリアでは、水辺ゾーンに面した園路脇、市民参加植樹ゾーン、環境学習広場の 3 箇所に設置する。また、南側エリアでは、健康交流広場と遊具広場の間に設置する。

ベンチは 20～50m ごとに園路沿いに設置する。また、広場には公園利用者が集まるので十分な数を確保する。

野外卓・縁台は、北側エリアでは芝生広場及びその周囲の疎林に適宜設置する。南側エリアでは市民参加植樹ゾーンに設置する。

（6）管理施設

管理施設は、公園利用者が直接利用する施設ではなく、本公園の円滑な利用を維持し、これを増進するための施設であり、必要により適宜配置する。



3. 植栽計画

(1) 植栽基本方針

- ①小畔川周辺の湿性植物等の環境面、及び桜つつみの景観面に配慮した計画を行う。
- ②現状では湿性植物等の草類以外の植物は存在しない。新植にあたっては郷土景観を構成する基調木・景観木を数種に絞り、まとまり感のあるものとする。
- ③湿性植物や郷土景観の構成樹種について、植物教材としての内容を盛り込み、教養施設としての役割を持たせる。
- ④園路・広場においては、四季を通じて季節感を味わえるよう多様な樹木・草花による配植を行う。
- ⑤計画地内に市民参加型の植栽地や花壇を設定し、自分達でつくり、育てる楽しさを持たせる。

（２）植栽ゾーニング

本計画では、そこに求められる植栽機能の異なった地区毎にゾーンを分け、植栽樹種等の検討を行う。本計画で定めるゾーンは以下の7ゾーンである。

①エントランス・アプローチ植栽ゾーン

②芝生植栽ゾーン

1ha を超える広大な芝生広場を計画する。

③こもれびの林育成ゾーン

緑陰を確保しながらも広がりを感じる景観が求められるため、武蔵野の構成樹種を主体とした高木による雑木林を計画する。

④湿性植物再生ゾーン

計画地が従来持っていた自然植生の再生を目指し、小畔川河川敷など周囲の環境とも連携して動植物の生息環境を充実させる計画とする。

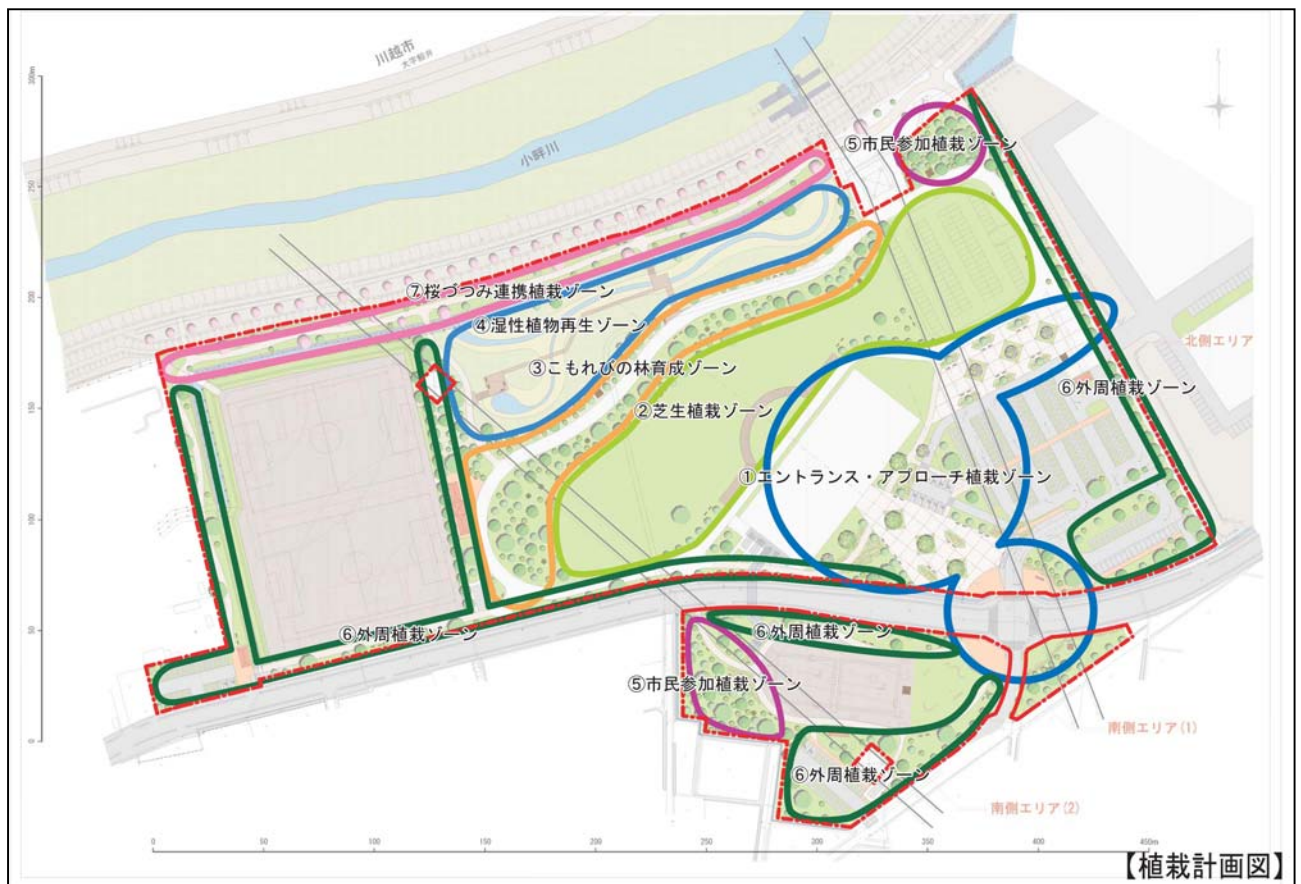
⑤市民参加植栽ゾーン

市民参加による植樹に留まらず維持管理も含めて市民の手で育てる楽しさと意義を実現できる地区として計画する。

⑥外周植栽ゾーン

⑦桜つつみ連携植栽ゾーン

小畔川には桜つつみが整備されており、それを補完しつつ公園の景観と一体化を目指すものである。



4. 防災施設計画

公園は都市の貴重なオープンスペースとして、過去の災害時に避難場所や災害救援活動の拠点として様々な防災機能を発揮しており、新たに公園を整備するうえで、そのことを踏まえた計画策定が必要である。また、本公園については、面積8.3haの敷地に約2haの広場、約1haのグラウンド等を計画しているとともに、屋内の拠点施設となりうる温水利用型健康運動施設も計画されていることから、災害時には、避難場所、防災活動の拠点等として利用されることが想定できる。

このため、本公園についても計画段階から防災機能の付加について検討していくものとする。

本公園の防災上の具体的な位置づけについては、関係機関との協議や地域防災計画等と整合性を図りながら検討していく必要があるものの、本基本計画においては、本公園の立地条件や規模等から災害時に円滑な救援活動と物資輸送を行うための災害救援活動の拠点として地域防災拠点となりうることを想定する。施設計画にあたっては、過去の災害等の事例から都市公園に要求される防災機能について勘案し、避難場所のみならず、救援救護活動の前線基地、及び救援物資輸送の中継基地といった機能を併せ持つ防災関連公園施設を提案する。

○立地条件、敷地条件

本計画地は、隣接する幹線市道を通じ、東側に県道片柳・川越線 西側に県道川越・坂戸・毛呂山線と接続していることから周辺地域との連絡は容易である。災害によりアクセス道路の一部が通行不能となる事態が生じても迂回が可能である。

広場・緑地及び隣接する新清掃センター敷地等と併せ、相当量の空地が確保可能である。

○造成計画

計画地の一部に降雨による湛水の実績があったことを考慮し、雨水調整（貯留）施設を設置し、周辺への被害を低減すると共に災害救援活動や避難行動の妨げにならない計画地盤高を設定する。

○防災関連公園施設

防災関連公園施設として以下の施設が考えられるが、地域防災計画等と整合性を図りながら、本公園が果たすべき役割等を踏まえ、必要な施設を導入するものとする。

- (1) 園路・広場
- (2) 水関連施設
- (3) 非常用便所
- (4) 情報関連施設
- (5) エネルギー・照明関連
- (6) 備蓄倉庫
- (7) 管理事務所
- (8) 救護・医療スペース